

議 事 内 容

| | |
|--------|---|
| 事務局 長 | <p>皆様、ご着席ください。 会議に入る前に、常設審議委員の交代がありますので、ご紹介いたします。 県議会選出の 前委員の後任として、 委員が就任されましたので、ご紹介申し上げます。</p> |
| 委員 | (挨拶) |
| 事務局 長 | <p>ありがとうございます。 本日の「第14回常設審議委員会」については、常設審議委員の総数19名に対し14名の出席をいただいておりますので、常設審議委員会運営規程第11条に基づき、本委員会は成立していることを先ずもって報告いたします。 それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。</p> |
| 会 長 | <p>こんにちは。第14回目の常設審議委員会となりました。 最近の農業情勢というところで、本来ならばT P P等の諸問題について一言述べるべきかと思いますが、私がちょっと気になることは、中国の動向、いわゆる一帯一路というシルクロード的発想についてでありまして、習近平体制というのはある意味T P P以上の厳しい環境下にあるのではと思っております。巨大経済圏、アジアインフラ銀行ともに、私どもの農業に必ず大きな影響を与えてくると私は思っておりますが、皆さまどうお考えでしょうか。 ところで、本日の常設審議委員会では、農地法による農業委員会からの意見聴取については、第4条はございません。第5条・12件うち3,000㎡を超える案件は10件となっております。 どうか慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p> |
| 事務局 長 | <p>ありがとうございます。 それでは、常設審議委員会に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規程に基づき、議長を会長にお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>只今から議事に入ります。 議事録署名者として、 市・ 委員と 町・ 委員に お願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から説明をお願いします。</p> |
| 市農業委員会 | <p>市農業委員会より説明いたします。 整理番号5 - 1、 申請の建売分譲住宅用地への転用に</p> |

において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5 - 2、申請の条件付分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5 - 3、申請の農業施設用地への転用において、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であり、用途区分の変更である場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

なお、申請地は譲渡人が平成16年に亡父から相続したもので、亡父が資材置場として利用していたとのことで、始末書案件となっております。

整理番号5 - 4、申請の保育園の敷地拡張用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

市農業委員会

市農業委員会より説明いたします。

整理番号5 - 5、申請の共同住宅用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

町農業委員会

町農業委員会より説明いたします。

整理番号5 - 6、申請の農業用施設用地への転用において、申請地は町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であり、用途区分の変更である場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

市農業委員会

市農業委員会より説明いたします。

整理番号5 - 7、申請の宅地分譲用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域であることから第3種農地であり、許可相当と判断しております。

整理番号5 - 8、申請の駐車場用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張であ

って、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えない場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5 - 9、社申請の残土処分場用地への一時転用において、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において農用区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

市農業委員会

市農業委員会より説明いたします。

整理番号5 - 9、申請の牛舎及び採草放牧地用地への転用において、市が定める農業振興地域整備計画において農用区域内にある農地であり、用途区分の変更である場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業会議事務局

最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件については、町、市経由の2件ございます。併せてご審議のほどお願いします。

議長

農地法第5条関係12件について説明がありました。ここで、3,000㎡を超える10案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長

はじめに、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の建売分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同

(意見・質問・異議なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。

議長

次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の条件付分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員

条件付分譲住宅の条件というのは、どういう条件なのでしょうか。

| | |
|--------|---|
| 市農業委員会 | 3年以内に建築するという条件でございます。 |
| 委員 | 分かりました。 |
| 議長 | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 委員一同 | (意見・質問・異議なし) |
| 議長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | (挙手多数) |
| 議長 | 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議長 | 次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の農業施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 委員一同 | (意見・質問・異議なし) |
| 議長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | (挙手多数) |
| 議長 | 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議長 | 次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の保育園の敷地拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 委員一同 | (意見・質問・異議なし) |
| 議長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | (挙手多数) |
| 議長 | 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議長 | 次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申 |

請の共同住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、町農業委員会経由、申請の農業用施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして町農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

| | |
|------|---|
| 委員一同 | (意見・質問・異議なし) |
| 議長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | (挙手多数) |
| 議長 | 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議長 | 次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の残土処分場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 委員一同 | (意見・質問・異議なし) |
| 議長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | (挙手多数) |
| 議長 | 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議長 | 次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の牛舎及び採草放牧地用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 委員一同 | (意見・質問・異議なし) |
| 議長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | (挙手多数) |
| 議長 | 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議長 | 最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 委員一同 | (意見・質問・異議なし) |
| 議長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 |

委員一同

それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、1,000㎡以上3,000㎡以下の案件についても異議ないものと認め、先ほどご決定いただきました3,000㎡を超える案件と合わせ、本日意見を求められた農地法第5条関係12件について、各市町農業委員会会長に異議なしとして回答することいたします。

以上をもって、議事を終了いたします。

議事終了

事務局長

ありがとうございました。

以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

14時15分